

別紙 2

JPRS からの財務報告に対する助言

2012. 09. 28

移管契約第 13 条検討委員会

移管契約第 14 条 2 項に規定されている財務報告について、レジストリ組織の安定性・継続性の観点から、以下の助言をさせていただきます。

助言

移管契約 14 条 2 項において、「財務及び経理等に関し、別途甲乙協議の上決定された事項」と規定されている財務報告の内容として、次の通り助言します。

- JPNIC は JPRS の財務及び経理等に関し、会社法で作成を義務付けられている計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)に加え補足的情報を入手しており、それらはレジストリ組織の安定性・継続性の判断に資する財務報告として適切な内容である。
  
- 今後、現時点で入手している情報がレジストリ組織の安定性・継続性の判断に資する財務報告として不足していると JPNIC が判断した場合は、JPNIC と JPRS で協議の上で追加的に情報提供を求めるなど適切に対応することが必要である。

<参考>

第 14 条 2 項

乙は、財務及び経理等に関し、別途甲乙協議の上決定された事項について、甲に対して、少なくとも年 1 回報告を行う。甲は、速やかに政府当局に対してそれを報告する。

第 18 条

本件契約に定めなき事項又は本件契約の解釈につき疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、解決するものとする。

以上